

令和4年 第12回全員協議会会議録

令和4年12月 8日 議員控室

○事 件

報告事項

(1) 議員の期末手当の見直しについて

○出席議員（14名）

議長 千葉 隆 君
赤井 睦美 君
横田 喜世志 君
関口 正博 君
倉地 清子 君
牧野 仁 君
斎藤 實 君

副議長 黒島 竹満 君
佐藤 智子 君
大久保 建一 君
宮本 雅晴 君
三澤 公雄 君
安藤 辰行 君
能登谷 正人 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員（0名）

○出席事務局職員

事務局長 三澤 聡 君
庶務係長 菊地 歩夢 君

事務局次長 成田 真介 君

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） 若干時間が経過しておりますが、第12回全員協議会を開催いたします。
挨拶は割愛します。

◎ 報告事項

○議長（千葉 隆君） 早速、報告事項の（1）議員期末手当の見直しについてを報告事項として
お願いいたします。

○議会事務局庶務係長（菊地歩夢君） 議長、係長。

○議長（千葉 隆君） 係長。

○議会事務局庶務係長（菊地歩夢君） それでは私のほうから説明いたします。

本日お配りしています、議員の期末手当の見直しについてという資料をご覧ください。

これまでの議員の期末手当ですが、町長等に合わせて支給月数の見直しを行ってきております。
今年度については国家公務員のボーナスを4.3月から4.4月に0.1月分引き上げる勧告が出されて
おりまして、町長等もこの勧告に準拠して引き上げる予定であることから、議員の期末手当の見直
しについて協議するものです。

参考1の表をご覧ください。過去5年間の支給月数ですが、いずれの年も町長、職員の改正時に
議員も足並みを合わせて改正してきております。

参考2をご覧ください。町長等の期末手当の改正案を表記しております。現行条例では6月に
2.15月、12月に2.15月と年間で4.3月となっております。

今回の改正は2段階で行われる予定でして、まず令和4年12月1日適用分ですが、今年度につい
ては既に6月分を支給しておりますので、今回は特例として、12月の月数を0.1月分加算し、年間
で4.4月分にしようとするものです。

次に来年度以降、令和5年4月1日施行分については月数は平準化しまして、6月12月ともに
2.2月として、年間4.4月とすることを予定しております。

続いて裏面ですが、議員報酬の条例改正案となっております。見直しを行う場合、このような形
で条例改正を行うこととなります。先ほどお話したように2段階の改正ですので、第1条と第2条
というように上下に分けて記載しております。1条では100分の215から100分の225へ、2条で
は改正された100分の225から100分の220へ改正となっております。

最後に不足の3番、期末手当の内払いというものがあります。こちらについてですが、12月15日
に期末手当が支払われますが、まずは改正前の現行の月数で支払われます。

今回条例改正を行い可決された際は0.1月分増額されるため、この差額分を年内に支払うことと
なるため、このように表記しております。

以上、議員の期末手当の見直しについての説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） それでは皆さんのほうからこのことについてご質問等を受けていきたいと
思いますが、何かありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） なければ、議運のほうで全会一致ということで確認しておりますので、ご協力をお願いいたします。

◎ その他

○議長（千葉 隆君） その他ありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） なければ、本会議前に斎藤議員さんの表彰がございますので、よろしくお願いたします。

○議会事務局長（三澤 聡君） 議長のほうからも言われましたが、本会議前の5分前のベルが鳴りましたら、斎藤議員さんの総務大臣感謝状の伝達式を行いますので、皆さんご着席をお願いいたします。以上です。

[閉会 午前 9時38分]